

## 平成 21・22 年度

### 陸前高田市営建設工事等請負入札参加者指名格付基準

#### 1 指名格付の原則

(1) 法令の規定により建設工事等請負業者としての資格を有する者（法人を含む。）で資格審査申請書を提出している者について次の順序により指名格付けの対象として審議する。

ア 市内に住所を有する者（法人にあつては主たる営業所が市内に所在する者）

イ 指名格付は工種区分毎に次表のとおりとし、アの業者が不足する場合は次の順序により格付けする。

(ア) 市内に営業所（建設業法で定めるその他の営業所）を有し、且つ事業実績のある者。

(イ) 大船渡市及び住田町に主たる営業所を有し、且つ事業実績のある者。

(ウ) その他の地域の者。

ウ 指名格付の取消、指名停止はその都度委員会の審議を経て決定する。

エ アの業者が、資格審査申請書を提出する日の属する年の直前2年間に納付すべき市税にかかる納税証明書を添付しない場合は、この基準による指名格付の審議の対象としない。

#### 2 指名格付の工種区分及び発注標準額並びに格付けの対象

工種区分	格付区分	対象とする工事規模等	格付の対象
土 木 工 事	A	設計額 25,000 千円超	1 指名格付の原則(1) アの業者
	B	設計額 10,000 千円超 25,000 千円まで	同 上
	C	設計額 10,000 千円まで	同 上
下 水 道 工 事	A	設計額 25,000 千円超	同 上
	B	設計額 25,000 千円まで	同 上
建 築 工 事	A	設計額 25,000 千円超	同 上
	B	設計額 10,000 千円超 25,000 千円まで	同 上
	C	設計額 10,000 千円まで	同 上
漁港水中工事	区分しない		イ(イ)の業者
舗 装 工 事	区分しない		アの業者及びアの業者を構成 員とする共同企業体
水 道 工 事	A	設計額 15,000 千円超	アの業者のみで構成す る共同企業体
	B	設計額 15,000 千円まで	アの業者
	C	設計額 8,000 千円まで	同 上
塗 装 工 事	区分しない		ア及びイ(ア)の業者
電 気 工 事	区分しない(ただし、高圧電気等は除く。)		アの業者
測 量 ・ 設 計	区分しない		ア及びイ(ア)、(イ)の業 者
建 築 設 計 等	区分しない		アの業者

注① 工種区分の適用に当たっては、設計内容の主たる部分の工種によって決定する。

- ② 工種区分にないもの、特殊技術を要するもの、経験等を要するものについては、その都度委員会の審議を経て決定する。
- ③ 発注額が 60,000 千円を超える場合、特殊工法等工事内容により分離発注を含めその都度委員会の審議を経て決定する。

### 3 指名格付の基準

#### (1) 土木工事

次の各号に定める基準の全部を満たす者とする。

A	1 土木部門の総合点数が 750 以上。 2 1・2級土木施工管理技士又は1・2級建設機械施工技士等6人以上（実務経験者を含む。）、うち1級技術者3人以上。
B	1 土木部門の総合点数が 650 以上 749 以下。 2 1・2級土木施工管理技士又は1・2級建設機械施工技士4人以上（実務経験者を含む。）、うち1級技術者1人以上。
C	1 土木部門の総合点数が 650 未満。 2 1・2級土木施工管理技士又は1・2級建設機械施工技士2人以上（実務経験者を含む。）

注① とび土工部門は土木部門とみなす。この場合審査区分の2について土木部門と、とび土工部門について双方に数値がある場合は、高い方の数値を採用する。

- ② 特殊工法部門のみであると認められる者は格付の対象としない。

#### (2) 下水道工事

次の各号に定める基準の全部を満たす者とする。

A	1 下水道工事の施工能力を有し、且つ前年度以前においてその実績を有すること。 2 土木部門の総合点数が 750 以上。 3 1・2級土木施工管理技士又は1・2級建設機械施工技士等6人以上（実務経験者を含む。）、うち1級技術者3人以上。
B	1 下水道工事の施工能力を有し、且つ前年度以前においてその実績を有すること。 2 土木部門の総合点数が 650 以上 749 以下。 3 1・2級土木施工管理技士又は1・2級建設機械施工技士等4人以上（実務経験者を含む。）、うち1級技術者1人以上。

#### (3) 建築工事

次の各号に定める基準の全部を満たす者とする。

A	1 建築部門の総合点数が 750 以上。 2 1・2級建築士又は1・2級建築施工管理技士5人以上（実務経験者を含む。）、うち1級技術者2人以上。
B	1 建築部門の総合点数が 650 以上 749 以下。 2 1・2級建築士又は1・2級建築施工管理技士3人以上（実務経験者を含む。）。
C	1 建築部門の総合点数が 650 未満。 2 1・2級建築士又は1・2級建築施工管理技士2人以上（実務経験者を含む。）。

(4) 漁港水中工事

工事の特殊性等を考慮し、次の各号に定める基準の全部を満たす者とする。

- ア 1級土木施工管理技士5人以上及び現場専任が可能な施工環境監督者2人以上を有している者。
- イ 船舶を保有（貸借を含む）している者。
- ウ 漁港水中工事の施工能力を有すると認められる者。

(5) 舗装工事

次の各号に定める基準の全部を満たす者とする。

- ア アスファルトフィニッシャーを保有（貸借を含む。）している者。
- イ 舗装工事の施工能力を有し、且つ前年度以前においてその実績を有すること。
- ウ 1・2級土木施工管理技士又は1・2級建設機械施工技士2人以上。
- エ 次のいずれかに該当するもの。
  - (ア) 市内業者で舗装部門の総合点数が650以上の者。
  - (イ) 共同企業体の場合は、構成員の一方の舗装部門の総合点数が700以上とし、もう一方の市内業者は、市土木A・B級又は舗装部門の総合点数が650以上の者であること。

(6) 水道工事

次の各号に定める基準の全部を満たす者とする。

A	1 構成員の全部が市内に住所を有する共同企業体であること。 2 総合点数が、土木部門700以上、管工事部門又は水道工事部門650以上。 3 1・2級管工事施工管理技士等2人以上（実務経験者を含む。）。
B	1 前年度以前において水道工事の施工実績を有すること。 2 管工事部門又は水道工事部門の総合点数が650以上。 3 1・2級管工事施工管理技士等2人以上（実務経験者を含む。）。
C	1 前年度以前において水道工事の施工実績を有すること。 2 1・2級管工事施工管理技士等2人以上（実務経験者を含む。）。

注 管工事部門と、水道工事部門について双方に数値がある場合は、高い方の数値を採用する。

(7) 塗装工事

次に定める基準を満たす者とする。

塗装工事の施工能力を有し、且つ前年度以前においてその実績を有すること。

(8) 電気工事

次に定める基準を満たす者とする。

電気工事の施工能力を有し、且つ前年度以前においてその実績を有すること。

(9) 測量・設計

測量法に基づく登録業者について次に定める基準を満たす者とする。

測量設計についてその技術力を有し、且つ前年度以前においてその実績を有すること。

(10) 建築設計等

建築士法に基づく登録業者について次に定める基準を満たす者とする。

建築設計等についてその技術力を有し、且つ前年度以前においてその実績を有すること。

(11) その他

- ア この基準の有効期限は平成21年6月1日から2年間とする。
- イ 技術職員名簿の異動については、業者が自主的に報告するものとする。また、市においては1年経過時に確認を求めるものとする。
- ウ 技術職員名簿に異動があり、技術職員数が格付基準を満たさない場合は、再格付けする。

注)

- 総合点数 ————— 客観点数に主観点数を加えた点数
- 客観点数 ————— 経営事項審査結果（又は総合評点値）の評点
- 主観点数 ————— ISO取得（9000シリーズ、14001 おのおの+20点）、指名停止等（指名停止月数×（-10）点等）、特定建設業登録（工種区分毎+10）による評点
- 前年度以前 ————— おおむね5年位とする。

4 指名基準

（指名の方針）

- (1) 指名する者の総数は、原則として5者以上とすること。ただし、施工可能な有資格者が5者に満たない場合等真にやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- (2) 指名は技術者数、手持ち工事量を考慮して行う。
- (3) 格付区分にない工事については、委員会の審議を経て決定する。
- (4) 非指名該当事項がある者（共同企業体の構成員を含む）は指名しない。

（非指名該当事項）

- (1) 指名停止期間中であること。
- (2) 経営事項審査（平成19年10月1日から平成20年9月30日までの期間に属するもので経営事項審査の改正後の基準によるもの）を受けていないこと。
- (3) 不正又は不誠実な行為があること。
- (4) 経営状況が著しく不健全であると認められること。
- (5) 施工成績が著しく不良であること。
- (6) 安全管理の状況が請負者として不適當であると認められること。
- (7) 労働福祉の状況が、請負者として不適當であると認められること。
- (8) その他不公正又は不誠実と認められる事由等があり、請負業者として不適當であると認められること。